

要望・疑問に答える

なぜ高い税金 (その3)

今回は、「固定資産税」の納税義務者と課税されるまでの流れについて説明します。

固定資産税

固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日現在で、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定される税金をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

■固定資産税を納める人

固定資産税を納める人は、原則として固定資産の所有者です。具体的には、次のとおりです。

土地	土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
家屋	建物登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

■固定資産税の対象となる資産
土地、家屋及び償却資産が固定資産税の対象となります。

※償却資産…会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いる機械、備品等で、耐用年数が1年以上しかも十万円以上のものをいいます。

例えば

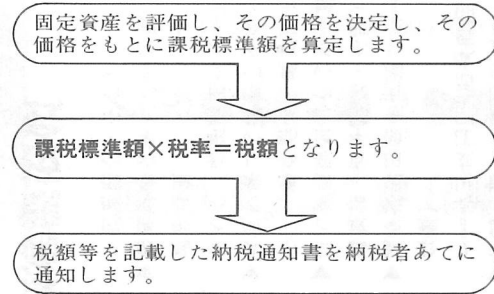
施錠、ポンプ
ブルドーザー
ロッカー、机等



価格の決定

自治大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、固定資産を評価し、市町村長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定します。このようにして決定された価格や課税標準額は、固定資産課税台帳に登録され、固定資産課税台帳の縦覧に供されます。この縦覧後に税額を算定することになります。

価格の据置措置	土地と家屋については、原則として、基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、賦課期日（1月1日）現在の価格を固定資産課税台帳に登録し、第2年度及び第3年度は、新たな評価を行わないで、基準年度の価格をそのまま据え置きます。 ただし、第2年度又は第3年度において①新たに固定資産税の課税対象となった土地又は家屋、②土地の地目の変換、家屋の改築などによって基準年度の価格によることが適当でない土地又は家屋については、新たに評価を行い、価格を決定します。
償却資産の申告制度	償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していただきます。これに基づき、毎年評価し、その価格を決定します。
固定資産課税台帳の縦覧	固定資産課税台帳に登録されている価格等の事項は、固定資産税の課税の基礎となるため、これを毎年、通常3月1日から3月20日までの間に、関係者にお見せしています（ただし、基準年度においては、この期間が延期されることがあります）。



■税額算定のあらまし
固定資産税は、次のような手順で税額が決定されます。



課税標準額 × 税率 = 税額

○課税標準額
原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。なお、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や土地について負担調整措置が適用される場合には、その課税標準額は価格よりも低く算定されます。

○免税点
市町村の区域内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が別表の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

○税率
固定資産税の税率は、市町村の条例で定めることとされています。
横芝町では、1.4100（標準税率）を採用しています。

土地	15万円
家屋	8万円
償却資産	100万円